

朝霞市キャラクター「ぽぽたん」 着ぐるみ使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、朝霞市キャラクター「ぽぽたん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用申請)

第2条 着ぐるみを使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ着ぐるみ使用申請書（様式第1号）を朝霞市長（以下「市長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用承認)

第3条 市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、先着順に着ぐるみの使用を承認することができる。

- (1) 朝霞市及び「ぽぽたん」の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の企業、店舗のPR及び商品の販売促進活動に利用するとき、又は利用するおそれのあるとき。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
- (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (6) 着ぐるみを使用できない状態にあるとき。
- (7) 朝霞市シティ・プロモーション業務に関する使用があるとき。
- (8) 前号に掲げるもののほか、キャラクターの使用について不適當であると認めるとき。

2 市長は、着ぐるみの使用を承認したときは、使用者に着ぐるみ使用承認書(様式第2号)を、承認をしなかったときは、着ぐるみ使用不承認書(様式第3号)を交付するものとする。

(使用期間)

第4条 使用期間は、1回につき原則4日間とする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

(着ぐるみ受渡方法)

第5条 申請者は貸出初日に、市長が指定した場所に着ぐるみを取りに行かなければならない。

2 申請者は、着ぐるみの受渡しを受けるとき、着ぐるみ使用承認書(様式第2号)を提示しなければならない。

3 申請者は、使用最終日に市長が指定した場所に着ぐるみを返却しなければならない。

(費用負担等)

第6条 着ぐるみの使用料金は、無料とする。

2 着ぐるみの運搬費用、人件費等は申請者の負担とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 着ぐるみを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された用途のみに使用すること。

(2) 着ぐるみを使用する権利を第三者に譲渡しないこと。

(3) 着ぐるみを返却するときは、着ぐるみ使用報告書(様式第4号)及び着ぐるみの使用状況が分かる写真等を提出すること。

(4) 使用期間を遵守すること。

(5) 着ぐるみが汚損しないように努めること。

(6) 着ぐるみを返却するときは、必ず着ぐるみを清掃すること。

(7) 着ぐるみの紛失、破損等があったときは、その損害を賠償すること。

(8) 前号に掲げるもののほか、市長が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出承認の取消)

第8条 使用者が、第3条第1項に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要領に違反したときは、その承認を取り消すものとする。

2 前項の場合、使用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

(原状回復)

第9条 着ぐるみを汚損し又は毀損した場合は、使用者の責任と負担により補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第10条 着ぐるみの使用により使用者又は第三者に対し損害が生じた場合、市は、一切その責めを負わない。

(その他)

第11条 本要領に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いに関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年5月31日から施行する。